

滝発電所の電力供給契約

プロポーザル実施要領

令和 8 年度

岩手県企業局

この「プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県企業局（以下「企業局」という。）が実施する「滝発電所の電力供給契約」（以下「本契約」という。）に係る契約候補者の選定に関して、プロポーザルに参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 契約の締結

契約候補者の選定は、公募型プロポーザル方式によるものであり、提案内容の審査により契約候補者を選定し、資料2「仕様書等」に掲げる内容について、企業局と契約候補者が協議のうえ、契約を締結するものである。

2 概 要

（1）契約名称

滝発電所の電力供給契約

（2）契約内容

資料2「仕様書等」のとおり。

なお、運用方法等を記載した「仕様書（詳細版）」及び予定単価については、参加資格が認められた者にのみ開示する。

（3）契約期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間とする。

3 技術提案を求める内容

資料3「技術提案書等作成要領」のとおり。

4 参加資格要件

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を参加申込み時点で全て満たすものとする。

参加は複数の構成員による共同提案グループ（以下「グループ」という。）でも可能とするが、この場合、（2）の要件についてはグループとして満たし、その他の要件についてはグループの全構成員が満たすものとする。また、あらかじめ、グループの代表者等を定めることとし、代表者は、当該プロポーザルに関するグループの取り纏めや手続等を担当するものとする。なお、契約締結後は、グループの構成員は共同連帯して契約内容を履行し、代表者は、企業局との各種手続を代表して行うものとする。

〔参加資格要件〕

- （1）電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- （2）最近3年間の岩手県内における電灯電力等需要実績が、年間基準電力量を超えている者であること。または、契約期間を通じて年間基準電力量を超える岩手県内の電灯電力等需要への供給計画を有する者であること。

【電灯電力等需要実績】

発受電月報第5表(2)(電気関係報告規則(昭和40年通商産業省令第54号)第2条)に記載した都道府県別の電灯電力等需要実績(特定需要、特定需要以外の需要の合計)

【電灯電力等需要への供給計画】

電気事業法第29条第1項の規定に基づき経済産業大臣に届け出た直近の供給計画における需要電力量のうち、岩手県内分としてプロポーザルの参加者が提示するもの

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項の規定により再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項の規定により更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和義法(大正11年法律第72号)第12条の規定による和議開始の申立てをされていない者であること。
- (6) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (8) 参加申込書類の提出の日から契約候補者を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準(平成23年10月5日出第116号)に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (9) (8)に規定する期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成7年2月9日建振第281号)、建設関連業務に係る指名停止等措置基準(平成18年6月6日建技第141号)、物品購入等に係る指名停止等措置基準(平成12年3月30日出総第24号)などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。
- (10) 小売電気事業登録において、主たる営業所が岩手県内にあること。

5 提出書類の提出先及び問い合わせ先(事務局)

担当者 岩手県企業局業務課 電気担当
住 所 〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11番1号
盛岡地区合同庁舎6階

電 話 019-629-6398
F A X 019-629-6404
E-mail EB0003@pref.iwate.jp

6 プロポーザルに関する手続き

(1) プロポーザル公告

令和8年7月30日(木)

(2) 関係書類(様式)の入手方法

ア 岩手県企業局ホームページ(ダウンロード)

<https://www.pref.iwate.jp/kigyokyoku/event/index.html>

イ 「5 提出書類の提出先及び問い合わせ先(事務局)」の場所

(3) 関係書類の提出方法

ア 持参の場合

持参の場合は、提出期限の日時までに直接提出すること。なお、受付時間は、閉庁日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

イ 郵送の場合

郵送の場合は、封筒表に関係書類の名称を朱書きし、提出期限の日時までに必着のこと。

ウ 電子メール又はFAXの場合

電子メール又はFAXの場合は、提出期限の日時までに必着のこと。

(4) 本契約及びプロポーザルに関する質問の受付・回答

ア 提出期限

令和8年8月18日(火) 午後5時必着

イ 質問方法

原則、電子メール又はFAXにより提出すること。

ウ 提出書類

様式1-1「プロポーザル実施要領等に関する質問票」

エ 回答方法

受け付けた質問については、令和8年8月27日(木)までに、電子メールにて質問者宛て回答するとともに、岩手県企業局ホームページに掲載する。

オ 参加資格が認められた者に対する質問の受付・回答

参加資格が認められた者(以下「参加者」という。)については、参加資格確認結果通知後においても、質問を受け付ける。なお、受付期間、質問方法、提出書類、回答方法等については、参加資格確認結果通知書により通知する。

(5) 参加申込書類の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次により参加申込書類を提出すること。

ア 提出期限

令和8年9月1日(火) 午後5時必着

イ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

ウ 提出書類

様式 1-2「プロポーザル参加申込書」

様式 1-3「参加資格確認表」

〔添付資料 1〕最近 3 年分の岩手県内における電灯電力等需要実績が分かる添付資料（発受電月報等）または、契約期間を通じて年間基準電力量を超える岩手県内における電灯電力等需要への供給計画を有することが分かる添付資料（供給計画等）（どちらかが必須）

エ 参加資格の確認

- ・ 参加資格の確認結果は、令和 8 年 9 月 9 日（水）までに文書により通知する。
- ・ 企業局は、参加資格が認められた者に対して、運用方法等を記載した「仕様書（詳細版）」を開示する。

オ 留意事項

- ・ 提出期限までに参加申込書類を提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、プロポーザルに参加することができない。
- ・ 参加申込書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、当該参加者の提案を無効とすることがある。
- ・ 参加者は、下記「7 契約候補者の選定方法等に関する事項」に定めるプロポーザルの実施日までに参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失う。
- ・ グループによる参加の場合、参加申込書類提出以降は構成員の変更を認めない。変更があったときは、グループ構成員の全員が参加資格を失う。
- ・ 重複参加（単独及びグループでの参加又は複数のグループでの参加）は認めない。

（6）参加資格が認められなかった者に対する説明

確認の結果、参加資格が認められなかった者は、企業局に対して、文書（様式任意）により、その理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和 8 年 9 月 17 日（木） 午後 5 時必着

イ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

ウ 提出書類

任意様式

エ 回答方法

企業局は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対して、文書によりその理由を回答する。

（7）技術提案書等の提出

参加者は、次により技術提案書等を提出すること。

ア 提出期限

令和 8 年 10 月 21 日（水） 午後 5 時必着

イ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

また、提出した資料を「7 契約候補者の選定方法等に関する事項」の「(2) 審査委員会の開催（プレゼンテーションを含む）」に記載のパソコン及びプロジェクター等の機材を使用して説明する場合は、使用するデータを電子メールにより提出すること。

ウ 提出書類

資料 3「技術提案書等作成要領」に掲げる書類

エ 留意事項

- ・ 参加者 1 者（グループにあつては 1 グループ）につき 1 提案とする。
- ・ 技術提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- ・ 参加資格が認められなかった者又は次のいずれかに該当する技術提案は無効とする。
 - （ア） 提出期限を過ぎて提出された提案
 - （イ） 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案
 - （ウ） 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
 - （エ） その他プロポーザルに関する条件に違反した提案

（8）プロポーザルへの不参加

参加者は、「7 契約候補者の選定方法等に関する事項」に定めるプロポーザルに参加しない場合は、次によりプロポーザル参加辞退届を提出すること。

ア 提出期限

令和 8 年 10 月 21 日（水） 午後 5 時必着

イ 提出方法

持参により提出すること。

ウ 提出書類

様式 1-4「プロポーザル参加辞退届」

エ 留意事項

プロポーザルに参加しなかった者は、これを理由として、以降、企業局が実施する他の企画競争等について不利益な取扱いを受けることはない。

（9）失格となった者に対する通知

技術提案書に記載された契約単価が最低単価（非公表）を下回った者は、失格となり、審査委員会（プレゼンテーション）に参加することができない。

企業局は、失格となった者に対して、令和 8 年 10 月 30 日（金）までに文書により通知する。

7 契約候補者の選定方法等に関する事項

(1) 契約候補者の選定方法

参加者の技術提案の審査は、資料4「プロポーザル審査要領」に基づき、審査委員会において行う。

(2) 審査委員会の開催（プレゼンテーションを含む）

ア 開催日

令和8年11月10日（火）予定 ※ 時間及び場所はおって連絡する。

イ 開催方法等

- ・ 審査は、参加者から提出された技術提案書に基づいて実施する。なお、プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びプロジェクター等の使用を可とする。
- ・ 審査会場内には大型モニター（HDMI ケーブル含む。）を用意するが、別途プロジェクター等の機材を使用する場合は、事前に連絡すること。
- ・ プレゼンテーションの順番については、「6（7）技術提案書等の提出」に掲げる書類の提出があった順とする。
- ・ プレゼンテーションの時間は、1者（グループにあっては、1グループ）当たり50分程度（説明20分、質疑応答30分）とするが、参加者数により調整する。
- ・ プレゼンテーションの出席者は、1者2名（グループにあっては、1構成者2名）までとする。

(3) 契約候補者の決定

資料4「プロポーザル審査要領」に基づき審査委員会が行った審査の結果を踏まえ、企業局が決定し、その結果を令和8年11月13日（金）までに参加者に通知するとともに、企業局のホームページに掲載する。

8 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

企業局契約規程（平成6年3月31日岩手県企業局管理規程第14号）に基づき判断する。

(3) 契約内容及び仕様書

契約内容及び仕様については、契約候補者と企業局が協議のうえ、決定する。

(4) グループと契約する場合の契約形態について

グループの構成員全員との連名契約とする。

(5) 供給条件（契約書(案)第3条第1項）の達成が困難となった場合の対応

契約書(案)第3条第1項に規定する供給条件の達成が困難となった場合、同条第2項に基づく提出書類を基に、協議のうえ、第17条に基づく供給条件の変更又は第23条第1項第8号に基づく契約の解除を行うことになる。

また、次回プロポーザルにおいて審査の参考とすることがある。

(6) 契約解除（契約書(案)第23条）について

グループと契約する場合は、第23条の規定はグループ構成員のいずれかが該当する場合に適用する。

また、次回プロポーザルにおいて審査の参考とすることがある。

9 公正なプロポーザルの実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、プロポーザルの実施に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に技術提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、契約候補者の選定前に、他の参加者に対して技術提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 参加者が企業局に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属するものとする。

イ 提出書類は、返却しないものとする。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。

(2) プロポーザル参加に要する経費について

プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) スケジュール（予定）

ア	プロポーザル実施要領等の公表	7月30日（木）（質問票・参加申込書類受付開始）
イ	質問票の提出期限	8月18日（火）
ウ	質問に対する回答期限	8月27日（木）
エ	参加申込書類提出期限	9月1日（火）
オ	参加資格確認結果通知	9月9日（水）
カ	技術提案書等提出期限	10月21日（水）
キ	審査委員会（プレゼンテーションを含む）	11月10日（火） 予定
ク	プロポーザル結果通知	11月13日（金） 予定
ケ	契約締結	11月以降

※ 現在の予定であり、変更の場合は、その都度別途通知する。

(4) その他

参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

【様式 1 - 1】

岩手県企業局業務課電気担当 あて FAX: 0 1 9 - 6 2 9 - 6 4 0 4

会 社 等 名 称	
担 当 部 署 等	
担 当 者 名	
電子メールアドレス	
連 絡 先 電 話 番 号	
連 絡 先 F A X 番 号	

「滝発電所の電力供給契約」
プロポーザル実施要領等に関する質問票

No.	資料名称	該当頁 該当行	質問内容
1			
2			
3			
4			

※ 提出期限内に、原則、電子メール又はFAXで提出のこと。

期限（8月18日（火）午後5時）を過ぎたものは受け付けません。

[メールアドレス：EB0003@pref.iwate.jp /FAX:019-629-6404]

【様式 1 - 2】

令和 年 月 日

岩手県企業局長 小島 純 様

住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 ・ 氏 名

印

プロポーザル参加申込書

下記契約の契約候補者選定に係るプロポーザルに参加したいので申し込みします。

なお、本申込書の内容について事実と相違ないこと、及びプロポーザル実施要領 4 の参加資格を満たしていることを誓約します。

記

1 契 約 名 滝発電所の電力供給契約

2 申 込 者

郵便番号				—				
所在地								
フリガナ 商号又は名称								
フリガナ 代表者職氏名								
電話番号					F A X 番号			

3 担当者連絡先

所属部署等

担当者氏名

電話番号等

電 話

F A X

E-mail

※ 共同提案グループにあっては、グループ代表者を一番上として、連名で提出してください。（「住所、商号又は名称、代表者職・氏名、印」及び「2 申込者」欄は必要数追加してグループ構成員全てについて記載・押印してください。）

参加資格確認表

商 号 又 は 名 称	
本 店 所 在 地	
小 売 電 気 事 業 者 登 録 番 号	
小 売 電 気 事 業 者 登 録 年 月 日	
契 約 期 間 の 岩 手 県 内 に お け る 供 給 実 績 ま た は 供 給 計 画	【供給実績の場合】 令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月の実績 [MWh] 令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月の実績 [MWh] 令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月の実績 [MWh] 参考：年間基準電力量 2,583MWh ※最近 3 年分の岩手県内における電灯電力等需要実績が分かる 添付資料（発受電月報等）（必須）別途添付すること。[添付資 料 1] 【供給計画の場合】 令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月の計画 [MWh] 令和 10 年 4 月～令和 11 年 3 月の計画 [MWh] 令和 11 年 4 月～令和 12 年 3 月の計画 [MWh] 参考：年間基準電力量 2,583MWh ※契約期間を通じて年間基準電力量を超える岩手県内における 電灯電力等需要への供給計画を有することが分かる添付資料 （供給計画等）（必須）を別途添付すること。[添付資料 1]
参 加 資 格 要 件 確 認 事 項	☐ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定 に該当しない者であること。 ☐ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申 立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者 （同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を 除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手 続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされ ている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受け た者を除く。）でないこと。 ☐ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定 による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和 義法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立 てをされていない者であること。 ☐ 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納して いない者であること。 ☐ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業 所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当 な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号 に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力 団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している 者でないこと。 ☐ 参加申込書類の提出の日から契約候補者を選定するまでの期間 に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う

	入札に参加できない措置を受けていない者であること。 ☐ 参加申込書類の提出の日から契約候補者を選定するまでの期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。
--	---

※ 参加資格要件確認事項は、要件を満たしている場合に口にチェックマークを記入してください。共同提案グループにあっては、構成員全員分を提出してください。

【様式 1－4】

令和 年 月 日

岩手県企業局長 小島 純 様

住 所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 ・ 氏 名

印

プロポーザル参加辞退届

「滝発電所の電力供給契約」の契約候補者選定に係るプロポーザルについて、参加申込書類を提出しましたが、都合により参加を辞退します。

※ 共同提案グループにあっては、グループ代表者を一番上として、連名で提出してください。（「住所、商号又は名称、代表者職・氏名、印」欄は必要数追加してグループ構成員全てについて記載・押印してください。）